

議案第20号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(設置)</p> <p>第2条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="217 1420 804 1594"><thead><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>町民武道館</td><td>三朝町大字本泉510番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	設置場所	町民武道館	三朝町大字本泉510番地	略		<p>(設置)</p> <p>第2条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="842 1420 1437 1594"><thead><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>町民プール</td><td>三朝町大字本泉510番地</td></tr><tr><td>町民武道館</td><td>三朝町大字本泉510番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	設置場所	町民プール	三朝町大字本泉510番地	町民武道館	三朝町大字本泉510番地	略	
施設名	設置場所														
町民武道館	三朝町大字本泉510番地														
略															
施設名	設置場所														
町民プール	三朝町大字本泉510番地														
町民武道館	三朝町大字本泉510番地														
略															

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。